

千葉県条例第 号

千葉県議会委員会条例の一部を改正する条例

千葉県議会委員会条例（昭和31年千葉県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「12人」を「11人」に改め、同条第3号中「11人」を「10人」に改める。

第8条第1項中「はかつて選任する」を「諮って指名する」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議会の閉会中においては、議長が指名することができる。

第8条第2項中「はかつて」を「諮って」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、議会の閉会中においては、議長が変更することができる。

第8条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 議長は、第1項ただし書の規定により委員を指名したとき及び前項ただし書の規定により委員の委員会の所属を変更したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。

第18条第1項中「外」を「ほか、」に改める。

第21条第2項中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第29条第1項中「調製させ」を「作成させ」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

第30条中「外」を「ほか」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号の改正規定は、平成19年5月1日から施行する。

~~~~~

## 議 案 説 明

常任委員会における委員の定数を改めるとともに、地方自治法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。